

過去の薬害裁判には、サリドマイド、スモン、クロロキン、コラルジル、筋短縮症、エイズ、タミフル、イレッサなどたくさんあります。裁判結果は、和解もあれば敗訴もあります。やがて人々の関心は過ぎ去り、今や薬害を訴える人々が誹謗中傷されることさえ生じています。裁判後、被害者が受けた障害や症状が治癒するわけではありません。むしろ、そこがスタートラインです。連載の最初は、サリドマイド事件を取り上げます。

サリドマイド事件とは

サリドマイドは、1957年に西ドイツ（当時）のグリュネンタール社が販売を開始した医薬品（コンテルガン）の成分。日本では1957年10月に、大日本製薬の申請からわずか3週間余りで承認され、翌年1月に睡眠剤「イソミン」の名で販売が開始された。1960年8月には、サリドマイドを主成分とする胃薬「プロバンM」が販売され、つわり止めとしても使われた。2005年、大日本製薬は住友製薬と合併し、現在は住友ファーマ(株)になっている。

服用した妊婦からは、四肢だけでなく、耳や内臓などの奇形/欠損、機能障害（聴覚障害など）を持つ赤ちゃんが生まれた。典型例では腕がなく肩から痕跡的な手が出ているために、アザラシ肢症（Phocomelia：フォコモリア）と呼ばれた。サリドマイドは、血管の内皮細胞の増殖を抑制する作用がある。胎児の臓器や四肢、器官など、それぞれの部分ができ始めるとき（胎芽期）には、血管を新しく作りながら体の各部位が成長していく。そこに血管の内皮細胞の増殖を抑制するサリドマイドが働くと、その間成長が止まってしまうために、その成長段階に応じた奇形や機能障害が起こると考えられている。したがって、医学的には「サリドマイド胎芽症」と呼ばれる。

ドイツでは販売開始後からこのような奇形が現れはじめていた。小児科医で遺伝学者のレントツ博士らの研究調査によると1961年11月15日時点で10数人の四肢奇形児の母親の少なくとも50%が妊娠中にサリドマイドを服用していたことが分かった。四肢奇形とサリドマイドとの強い関連性を確信したレントツ博士は、同日、グリュネンタール社に早急に

対策をとることを迫り、18日の小児科学会で報告した。20日にグリュネンタール社と会合を持ち、24日に政府・グリュネンタール社・レントツ博士の三者会談がもたれ、25～27日の3日間でドイツ国内からサリドマイドは回収されたとされている。その後のレントツ博士の疫学調査では、四肢奇形のない児の母親188人中サリドマイド服用が確認されたのは2人（1%）であったが、四肢奇形のある児の母親112人中90人（80%）にサリドマイドの服用が確認された。オッズ比で表すと380であり、因果関係は明らかであった。

一方、日本では、「レントツ警告には科学的根拠はない」などの理由で、国は、1962年5月まで約半年間販売を認めた。1962年10月ようやく回収が開始されたものの、完全ではなかったために、その後も被害者が続出した。国や製薬企業の対応の遅れで、日本では被害者が倍増し、少なくとも1000人を超えたのではと指摘され、被害者の半数以上は死産や流産で亡くなったと言われている。

1963年に被害者（代理人）は国と製薬会社を提訴し、原因の究明と救済を求め裁判を起こした。1974年、原告と国と製薬会社との三者で和解が結ばれた。被害者として認定された人は309人、四肢奇形246人、聴覚障害82人、このうち両方合併している人が19人いる。

映画「典子は今」（1981年制作）の典子さんのように親で育った被害者がいる一方で、養護施設で育った増山さんとその幼なじみたちの多くは親兄弟と縁なく成長し、しかも和解時に未成年であったため和解金は本人の手元にない。彼らの老後は厳しい。